

児童発達支援の取組について

令和6年度
母子保健課



鹿児島市

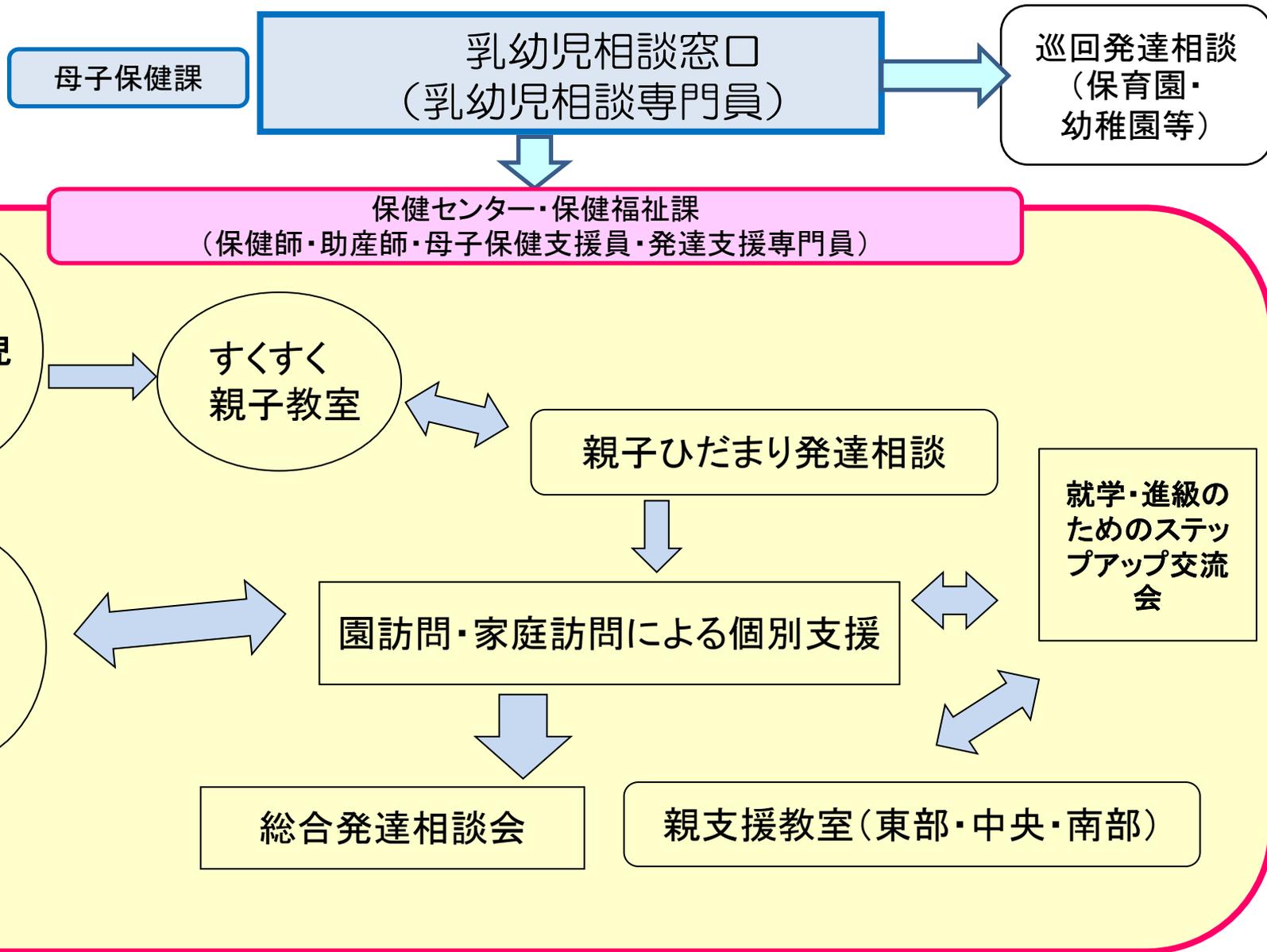
子どもすこやか安心ねっと事業の取り組みについて

～気がかりな段階から支援を～



- 事業開始：平成13年度
- 目的：子どもの発達障害の早期発見、支援のため、関係機関との連携のもと、子どもの発達段階に応じた支援体制を整備し、子育てに関する保護者の不安の軽減を図り、子どもの健やかな発達を促す

鹿児島市子どもすこやか安心ねっと事業の体制図 (令和6年度)



児童発達支援事業に繋がるまで・・・①

- ・乳幼児健診やひだまり相談、総合発達相談会
- ・保育園、幼稚園等の巡回発達相談
- ・親子教室等



発達の気がかりや保護者の困り感がある場合、心理相談員や言語聴覚士、保健師、作業療法士等が個別で相談に対応

児童発達支援事業に繋がるまで・・・②

○相談の中では、まずは、発達のアセスメントを行い、児に応じた生活の場での関わり方や遊び、環境調整について助言を行います。

その後、すすく親子教室や電話支援、ひだまり発達相談などを通じて発達状況や保護者支援を行う中で、児の状況等を考慮し、必要に応じて児童発達支援事業へ紹介します。

市の巡回発達相談の取り組み

集団生活での気がかりが大きい場合は、保育園や幼稚園等へ伺い、職員や保護者に対して、お子さんへの具体的な対応について助言を行います。

環境調整や子どもへの対応を工夫することで、日常生活での困りを減らすことができる場合があります。児童発達支援事業を紹介する前に、園で配慮することや家庭でできること等を一緒に考えます。

乳幼児期に気がかりな子

- 夜泣き
- かんしゃく
- 偏食
- 極端な人見知り、場所見知り
- ことば数が少ない
- 簡単な指示に従えない
- 落ち着きがない



☆コミュニケーションの問題と共に
育てにくさが大きくなる

乳幼児期に気がかりな子

【社会性】

- ・他の子どもに興味がない
- ・名前を呼んでも振り向かない
- ・落ち着きがなく、手を離すとどこに行くか分からない
- ・一方的に言いたい事だけと言う
- ・オウム返しの応答が目立つ
- ・見せたいものを持ってくることがない

【興味の偏り】

- ・道路標識やマーク、数字、文字が好き
- ・ビデオ等の特定場面を繰り返し見る
- ・感覚的な遊びに没頭する
- ・電気などの光るものやクルクル回るもの、水遊びが好き



乳幼児期に気がかりな子

【感覚過敏】

- ・偏食が激しく、食べ物のレパートリーが極端に狭い
- ・特定の音を嫌がる
- ・痛みや熱さ、におい等に鈍感または敏感である
- ・何でもないものをひどく怖がる
- ・食べ物ではないものを食べたり、飲み込んだりする
- ・つま先で歩くことがある
- ・抱っこや手をつなぐことを嫌がる
- ・手や足の汚れを嫌がる
- ・衣服の接触に鈍感または敏感である



【情緒】

- ・かんしゃくを起こす場面や程度
- ・場面の切り替えの仕方
- ・普段どおりの状況や手順が急に変わると混乱する
- ・過去の嫌なことを思い出して不安定になる
- ・急に泣いたり、怒ったりする
- ・頭を壁に打ち付ける、手を噛む等自分を傷つけることがある



気がかりな子を持つ親の場合

- 見た目では分かりにくさがあるため、気づきが遅れがち
- 育てにくさを感じて、どう接したらいいか分からない
- 子育ての問題？（母親自身が自分を責める）
- イライラして、叱責してしまう



障害のとらえ方

- 障がいの社会モデル

『障害＝バリア』は、社会（モノ、環境、人的環境等）と心身機能の障害があいまって作りだされているものであること
「障害者の権利に関する条約」で位置付け

→この「障害」を取り除き、また取り除くための手助けをして、差別を行わず、多様な人とのコミュニケーションをする力を磨き、行動することが「心のバリアフリー」の目指す共生社会に求められている。

- 「障がいの医学モデル」

障害は、個人の心身機能の障害によるもの

障害児支援の基本理念(児童発達支援ガイドラインより)

(1) 障害のある子どもも本人の最善の利益の保障

- ・気づきの段階から障害の種別にかかわらず、**子ども本人の意思を尊重し、子ども本人の最善の利益を考慮することが必要**

(2) 地域社会への参加・包容の推進と合理的配慮

- ・**子ども一人一人の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じ、合理的な配慮が求められる。**
- ・移行支援を含め、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにしていくとともに、同年代の子どもとの仲間作りを図っていくことが求められている

障害児支援の基本理念(児童発達支援ガイドラインより)

(3) 家族支援の重視

- ・子どもを育てる**家族に対して**、障害の特性や発達の各段階に応じて子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に置いて**丁寧な支援を行うこと**により、子ども本人にも良い影響を与えることが期待できる

(4) 障害のある子どもの地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割

- ・保育所等訪問支援事業等を積極的に活用し、子育て支援における育ちの場において、障害のある子どもの支援に協力できるような体制づくりを進めていくことが必要

児童発達支援の方法（児童発達支援ガイドラインより）

- ・一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態について、アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で支援に当たるとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。
- ・子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。
- ・一人一人の子どもの発達や障害の特性について理解し、発達の過程に応じて、個別又は集団における活動を通して支援を行うこと。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。

児童発達支援の方法(児童発達支援ガイドラインより)

- ・子どもの成長は、「遊び」を通して促されることから、周囲との関わりを深めたり、表現力を高めたりする「遊び」を通し、職員が適切に関わる中で、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにできるように、具体的な支援を行うこと。
- ・単に運動機能や検査上に表される知的能力にとどまらず、「育つ上での自信や意欲」、「発話だけに限定されないコミュニケーション能力の向上」、「自己選択、自己決定」等も踏まえながら、子どものできること、得意なことに着目し、それを伸ばす支援を行うこと。

障害のある子どもへの支援(児童発達支援ガイドラインより)

・乳幼児期は、子どもの成長が著しく、障害の有無に関わらず、周囲との信頼関係に支えられた生活の中で、適切な環境や活動を通じて子どもの健全な心身の発達を図りつつ、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期である。

このため、児童発達支援に携わる職員は、**子どもの障害の状態及び発達の過程・特性等を理解し、発達及び生活の連続性に配慮して、児童発達支援を行わなければならない**。また、子ども自身の力を十分に認め、一人一人の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた適切な援助及び環境構成を行うことが重要である。

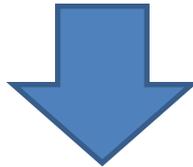
児童発達支援(児童発達支援ガイドラインより)

①発達支援(本人支援及び移行支援)

②家族支援

③地域支援

障害のある子どもの個々のニーズに対し、支援ごとのねらいを達成するために、それに必要な支援内容を具体的に提供しながら、総合的に支援を行うものである。

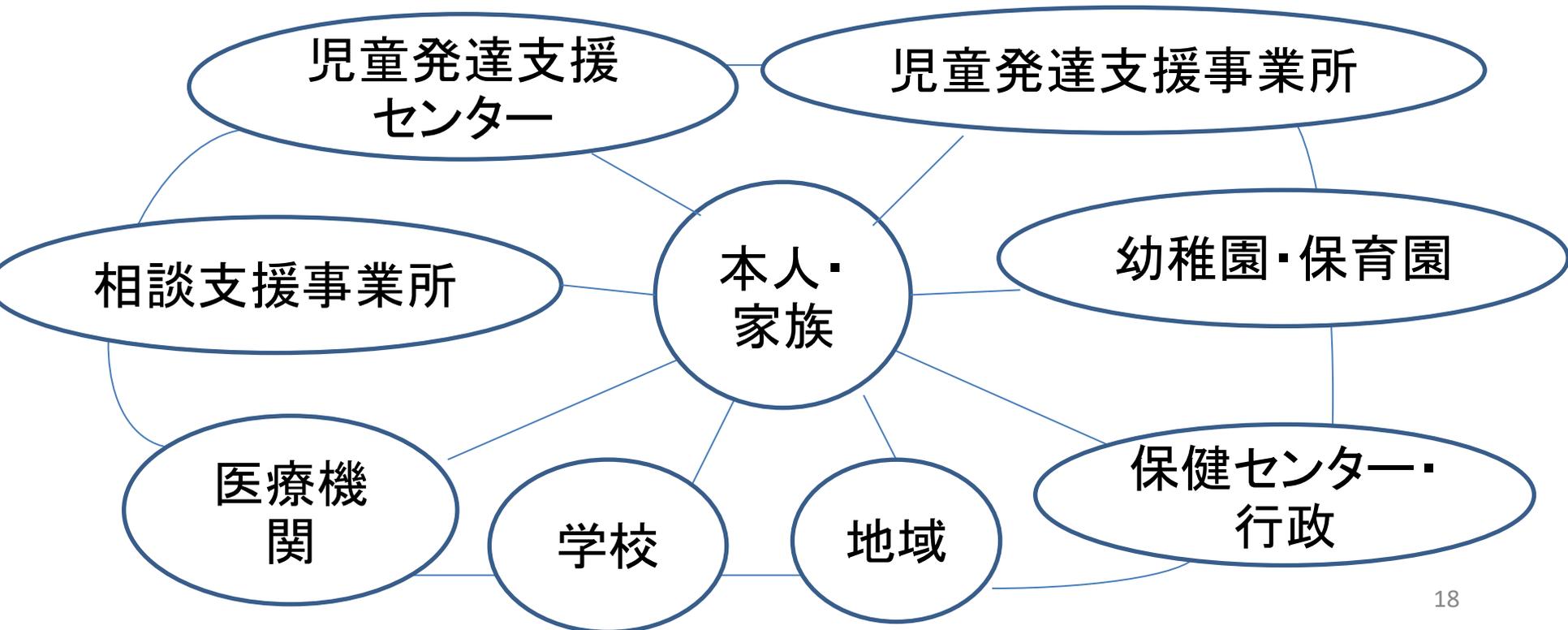


「本人支援」だけでなく、「家族支援」「地域支援」を通して、**育ちの環境を整えていくことが極めて重要**である。

さらに、発達支援により得られた障害のある子どもが健やかに育っていくための方法について、**家庭や地域に伝えていくことも重要**である。

関係機関との連携(児童発達支援ガイドラインより)

子ども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、情報を共有することにより、生涯のある子どもに対する理解を深めることが必要である。



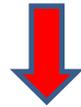
移行時の引継ぎ

- **子どもの成長とともに、連携の機関が変わっていく。子どもの次なるステージへの移行時は、丁寧な移行支援が必要。**
- **移行先へは、「移行支援シート」や「夢すこやかファイル」等の連携ツールを利用しながら、子どもの状況や支援の内容を的確に伝えていく必要がある。**

※「夢すこやかファイル」…鹿児島市作成の相談支援ファイルで、市のホームページからダウンロードすることができる。

保護者との関わり(児童発達支援ガイドラインより)

※子どもや保護者の満足感、安心感を高めるために、提供する支援の内容を保護者とともに考える姿勢を持ち、**子どもや保護者に対する丁寧な説明**を常に心がけ、**子どもや保護者の気持ちに寄り添えるように積極的なコミュニケーションを図る必要がある。**



家族支援は発達支援の要

- ・障害の気づきから告知後の障害の受容へのサポート
- ・子どもの発達の理解の促進や具体的な情報提供
- ・他の保護者との出会いの場や子育て情報の提供
- ・心のケア、育児支援、家庭での生活支援
- ・虐待の可能性がないかの見守り

保護者との関わり(児童発達支援ガイドラインより)

※子どもや保護者の満足感、安心感を高めるために、提供する支援の内容を保護者とともに考える姿勢を持ち、**子どもや保護者に対する丁寧な説明**を常に心がけ、**子どもや保護者の気持ちに寄り添えるように積極的なコミュニケーション**を図る必要がある。

①保護者との連携

日頃から子どもの状況を保護者と伝えあい、子どもの発達状況や課題について共通理解を持つことが重要。(連絡ノート等の活用)

家庭内での養育等について、子どもの育ちを支える力をつけられるよう支援したり、環境整備等の支援を行ったりすることが必要である。

保護者との関わり(児童発達支援ガイドラインより)

②子どもや保護者に対する説明責任等

運営や支援の内容を理解しやすいように説明を行う必要がある。

③保護者に対する相談援助等

信頼関係を築きながら、保護者の困惑や将来の不安を受け止め、専門的な助言を行う必要がある。
(定期的な面談や訪問相談、親の会、兄弟姉妹や祖父母への支援)

療育とは



- 子どもたちが、より自立した生活を送れることを目的として行われるもので、医療・訓練・教育を通じて、**子どもたちそれぞれが抱えている困難をできる限り克服して、持てる能力を より有効に伸ばす**、専門スタッフによるアプローチのことを指す。
- 子どもの課題やその程度はどうか、また、それに対してどのような発達支援が可能で、有効なのか。家庭での養育環境はどうか、そのための二次的障害はないかなどの視点が必要。

子どものアセスメントと支援

- 子どもの発達に照らし合わせて、子どもや家族に合った支援方法を見い出す



- 測定された評価から
 - ① 支援方法を一緒に考える
 - ② 適切な時期に、適切な刺激を、適切な方法で与えること
 - ③ 全体像をフィードバックする



支援の方向性



その障害の固有の認知特性（障害特性）から起こる困難さに対して・・・

特性を踏まえた上での支援（配慮や工夫）と治療教育的視点での関わりを実践し、障害を持つ人の生活（暮らしや学び、働く）を充実させ、その人の成長・発達を保障していく必要がある。

☆子ども達に『どのような力を身につけさせたいのか』、『どのような子どもに育ててほしいのか』、目標・計画・実施・評価に積極的な役割を果たす専門性が求められる

3つのポイント

- ① 人的環境の整備
- ② 物理的環境の整備
- ③ 関係性の深まり



視覚・聴覚・臭覚・触覚・味覚など・・・

五感に対して心地よい刺激を与えることで
脳を活性化させ、感覚を磨く活動を行う。

それを共に体験し、関係性を深めていく事が
大切です！

構造化・視覚支援など



音楽療法・運動療法など



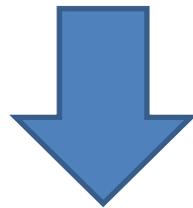
自己肯定感を高める

「できた」「上達した」といった成功体験で自己肯定感を高めることが大切



・子どもが自分の能動的【自ら進んで行動しようとするさま】な生き方を阻害されたり、促進させたりする要因を自覚できる

・環境を整備することで「困っている状態」を相手に伝えることができるようになる



自分らしく生活できる

